

秋田弁護士会マスコットキャラクター愛称募集 応募用紙

FAX 018-823-6804 応募用紙1枚につき、1点の応募とします。

★後掲の募集要項をよくお読みになってから、ご応募ください。

応募される方	郵便番号	〒	—
	住所		
	(ふりがな) 氏名	(歳) (男 女)	
	電話番号		
	メールアドレス		

フリガナ：
愛称：

愛称の説明：

* ご記入の上、持参、郵送、FAXまたはEメールにて下記までご応募ください。

【応募先】

〒010-0951 秋田県秋田市山王6丁目2-7

TEL 018-862-3770 (代表) FAX018-823-6804

メールアドレス mascot-akiben@akiben.jp

募集期限

令和1年10月31日(木)まで(必着)

■秋田弁護士会マスコットキャラクター愛称募集要項■

1. 趣旨

秋田弁護士会では、親しみやすい弁護士会であることをPRし、当会の活動により多くの方から関心を持っていただくことを目的に、マスコットキャラクターを制作しています。このたび、そのデザインが決定しましたので、このキャラクターに合う愛称を募集します。

2. 募集内容

秋田県の弁護士らしさがある、多くの人に親しまれるようなマスコットキャラクターの愛称

3. 応募資格

秋田県に在住の方を対象といたします。年齢は問いません。ただし、未成年者の方は保護者の同意が必要です。

4. 募集期間

令和1年10月31日（木）まで（必着）

5. 応募方法

- (1) 応募方法は、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかとします。
- (2) 応募用紙に、「愛称（フリガナ）」「愛称の説明」「氏名」「住所」「電話番号」「年齢」「性別」「メールアドレス」を記入し提出して下さい。
- (3) 応募にかかる費用は、応募者で負担して下さい。

6. 応募規定

- (1) 応募作品は、一人1点までとします。
- (2) 応募作品は、返却いたしません。

7. 選考方法

選考委員会にて最優秀賞1点を選考。最優秀賞作品に複数の方が応募していた場合は、抽選で1名の方を最優秀賞受賞者とします。ただし、趣旨にふさわしい応募作品がないなど、選考すべき応募作品がない場合には、選考しない場合があります。

8. 結果発表

選考後、最優秀賞受賞者に通知するほか、秋田弁護士会ホームページにて公表します（本年11月末ころを予定）。なお、この公表をもって、最優秀賞受賞者以外への結果通知に代えさせていただきます。

9. 表彰及び副賞

最優秀賞受賞者には、表彰状の他、副賞として金3万円（高校生以下の方の場合は同額の図書カード）を授与します。

10. 採用作品の取扱い

当選者は採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を無償で秋田弁護士会に移転するものとします。その他、二次的使用権、商品化権、放送権等、採用作品に係る一切の権利についても、無償で秋田弁護士会に帰属することとします。

11. 注意事項

- (1) 同じ読み方で別の表記の作品、及び、同じ表記で別の読み方の作品は、別名として取り扱います。（例）「あいう」「アイウ」「A I U」
- (2) 募集する作品は、応募者が創作した未公表の作品とします。
- (3) 作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。著作権その他一切の権利に関わる問題が発生した場合、全て応募者の責任とします。
- (4) 採用されなかった作品の著作権は秋田弁護士会に移転しません。
- (5) 応募者は、応募事業の紹介や記録のために秋田弁護士会が応募作品を利用することを認めることとします。
- (6) 最優秀賞受賞者は、採用作品の一部修正・翻案を秋田弁護士会に認めることとします。
- (7) 最優秀賞受賞者は、秋田弁護士会が採用作品の商標・意匠の出願登録をすることを認めることとします。
- (8) 最優秀賞受賞者については、住所（県名、市町村名）と氏名、年齢を公表します。
- (9) 規定に違反していることが判明した場合は、審査結果発表後であっても採用を取り消す場合があります。

12. 個人情報の取扱い

応募された方の個人情報は、本件マスコットキャラクターの愛称選考の手続にのみ利用します。

13. 応募先

〒010-0951 秋田県秋田市山王6丁目2-7 秋田弁護士会

TEL 018-862-3770（代表）FAX018-823-6804

メールアドレス mascot-akiben@akiben.jp